



ASOC Secretariat
1320 19th St. NW, Fifth Floor, Washington, DC 20036 USA
PHONE 202.234.2480
www.asoc.org

2019年10月25日

外務大臣 茂木敏充 殿
環境大臣 小泉進次郎 殿
農林水産大臣 江藤拓 殿
水産庁長官 山口英彰 殿

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）2019年第38回総会開催に向けた 南極海洋保護区設立に関する要望書

私たち南極南大洋連合（ASOC）と国際環境 NGO FoE Japan は、CCAMLR における海洋保護区（MPA）制定を巡る議論に大きな関心を寄せている市民団体です。CCAMLR が代表的な海洋保護区（MPA）ネットワークを設立することについて、初めて公約したのは 2009 年のことで、間もなく 20 年が経過しますが、依然としてその目標は達成されていません。

G20 諸国の学術会議である S20 も含めて多くの声が MPA の重要な役割を認めています。例えば、本年 3 月に日本学術会議が主催した S20 の提言書も「海洋保護区（MPA）は愛知目標にある生物多様性と SDGs 目標を通して海洋生態系を守り持続可能な開発を進めるための効果的な手法であるものの、まだ十分に活用されていない」と述べています。

2017 年、ロス海 MPA の採択および発効から 2 年、ASOC と FoE Japan は CCAMLR に対し、2020 年までに南極海の代表的な MPA システム設立を決定すべく、事態を早急に進展させるよう求めます。さらに第 38 回 CCAMLR 年次会合にあたり、下記のとおり CCAMLR に対し、加盟諸国による建設的な参画を得て以下を実現するよう求めます。

記

1. 気候危機および生物多様性危機を認識し、よく設計された、無期限で、大規模禁漁区域を有する強固な MPA の採択に尽力すること
2. 東南極 MPA 案については、MacRobertson、Drygalski、および D'Urville Sea-Mertz 海域を含め、無期限として今年次会合で採択すること
3. ウェッデル海 MPA の第 1 フェーズを 2019 年に、第 2 フェーズを遅くとも 2023 年以前に、それぞれ無期限として採択すること
4. 海域 1（D1）の MPA を、保全目標達成に不可欠であるとこれまでに特定されているすべての海域への禁漁区域の拡張をふくめ、無期限として今年次会合で採択すること
5. 海域 9（D9）を含め、(条約海域の「生態系の代表的な海洋保護区ネットワークの構築」という CCAMLR の目標に比して) まだ代表的な区域で MPA が指定または提案されていない条約海域に MPA を展開すること



ASOC Secretariat
1320 19th St. NW, Fifth Floor, Washington, DC 20036 USA
PHONE 202.234.2480
www.asoc.org

日本政府は南極条約締結国の一員として長年の間、南極保全の議論に参加してきており、私たちは、日本政府の関与が CCAMLR の海洋保護区制定の側面においてプラスの影響があることを期待しています。そして日本政府が CCAMLR 第 38 回年次会合においても、海洋保護区制定の議論を牽引していくこと望みます。

以上

Cc: 東京海洋大学 森下丈二 様

南極南大洋連合 (ASOC) 事務局長 クレア・クリスチャン
国際環境 NGO FoE Japan 代表理事 ランダル・ヘルテン

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan (担当 : 三柴)

Tel: 03-6909-5983 / Fax: 03-6909-5986